厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 47

管理番号

799

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し

提案団体

兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているもの を、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置について は、「従うべき基準」とされている。

【改正による効果】

地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な郡部や離島等で円滑な 事業の実施が可能となる。

根拠法令等

改正後児童福祉法第34条の8の2第2項

回答区分 C 对応不可

省令で定める設備および運営に関する基準については、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブ の基準に関する専門委員会」を設置し、都道府県、市町村の担当者、放課後児童クラブの関係者や専門家 による議論を行い、平成25年12月25日に報告書を公表した。この報告書を踏まえ、平成26年4月30日に基準 となる省令を策定したところである。

当該省令を踏まえ、現在各市町村においては、条例による基準の策定を進めているところであり、現段階 で「従うべき基準」として規定された「職員」基準を変更することは、市町村の事務に混乱を生じさせるおそれ があり適当ではない。

さらに、本基準は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、現場の担当者や専門家の議論を踏まえて 定められたものであって、基準を緩和すると質の担保ができなくなる危険があり、慎重に検討する必要があ る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・放課後児童クラブ等について、現状では受入能力が不足しており、国ではその倍増を打ち出している。その 実現のためには、地域の実情に応じたクラブの設置が可能となるよう、「従うべき基準」の参酌基準化が必要 である。
- 「従うべき基準」でなければ質が担保できないとの理由は適当ではなく、放課後児童健全育成事業(放課後 児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置以外の参酌基準とされた事項についても市町 村において適切に基準の策定が進められている。
- ・現在、各市町村で条例による基準の策定が進められているが、「従うべき基準」が「参酌すべき基準」となっ たとしても、条例の改正を適切に行うだけであり、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に変更しない理由に はならない。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 制度移行期に一度に基準を引き上げることとしているため、施設運営上の支障が生じることが明らかに なっているケースがある。特に経験に関する要件は2年間必要であるのに、省令が定められたのは平成26年 4月、施行は平成27年4月からである。経過措置のあり方を再検討すべきである。
- 併せて、ヒアリングの際に検討すると述べられていたとおり、省令第10条3項第9号にいう「放課後児童 健全育成事業に類似する事業」に係る通知を見直し、従事者の多様な経験を広く認められるようにすべきで ある。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 49

管理番号

781

提案区分 A 権限移譲

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲

提案団体

兵庫県【共同提案】京都府、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。

※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)

- ・加えて、国が一方的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域 事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
- (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
- (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。

【支障事例】

本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。

国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として 処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難 な状況にある。

【移譲による効果】

見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

回答区分D 現行規定により対応可能

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医 道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、 平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するた め、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域 医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各 病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応 可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今回の厚労省の見直しでは、必要となる都道府県調整枠が確保されず、へき地医療拠点病院等の定員配 置に支障を来たす懸念がある。地域の実情を踏まえ、都道府県が主体的に定員を調整できる仕組みを構築 すべきである。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第4次一括法において国から地方に移譲された養成施設の指定(柔道整復師、理学療法士、保健師、助 産師、看護師、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係るもの)については、養成施設の指定基準の 決定に際して医道審議会の意見聴取が義務付けられているところ。

臨床研修病院の指定についても、指定基準の決定に際して医道審議会への意見聴取を行うこととすれ ば、指定権限を移譲すると研修の質が確保できないという懸念は解消されるのではないか。指定基準の決 定ではなく、指定毎に、その都度医道審議会への意見聴取を行う必要性があるのであれば、その理由を具 体的に示すべきである。

○ 兵庫県が要望するところは、地域枠出身の臨床研修医数を基礎数に入れることで確実に「都道府県が 定員を調整できる枠」に反映できる制度設計にしてほしいということである。この点について、平成27年度か ら適用される新制度では対応できているとは言えない(将来、「都道府県が定員を調整できる枠」が削減され うることも懸念される)ため、対応を検討すべきである。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境·衛生
提案事項 (事項名)	 水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲			養	

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを 全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】

移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)

大臣認可水道事業者 32事業体

県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省に河川行政や水資源行政と連携して一定の水利調整を行う役割があることは理解している が、その役割は水道事業の認可権限と直接対応するものではない。県内市町村等の水道事業を指導監督 する上で支障となっている事項があるため、県に移譲すべき。

水道法に基づく水道事業の認可・指導監督権限を県に移譲したとしても、水利調整については必要となる 水道事業の情報を県から提供することで公正・中立な立場から厚生労働省自ら対応することが可能と思わ れる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比 べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれて いる等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44.423リットル

2012年(平成24年) 40.611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 〇 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。

- 〇 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 〇 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号

150

提案区分 A 権限移譲

提案分野 環境・衛生

提案事項 (事項名)

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方 メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲

提案団体

鳥取県・大阪府

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを 超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については, 事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下 の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての 役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であ り、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や 将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となる よう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水利調整が国の果たすべき役割であるということについては、現に水利調整を必要とする5万人以下の水 道事業において、水道事業認可を都道府県で実施していることから、水利調整と水道事業認可は密接な関 係があるものの一体不可分とまではいえず、国と都道府県が連携することによって適切に水道事業の認可・ 指導が可能と考える。

また、今後水道事業の広域化を推進していく中で、5万人以上の水道事業者は広域化の核となるべき存在 である。しかし、これら核となる水道事業者についての許認可・指導を都道府県が行うことができなければ、 事業計画の把握・助言が困難となり、広域化を検討する際に大きな障害となる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40.611リットル

- 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな いか。
- 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそ

- も、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 〇 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 〇 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号 237 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境·衛生

提案事項(事項名)

水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲

提案団体 広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に 移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年14月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情 報が必要であることに異存はないが,必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより,水利調整 と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するた めに、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するた めには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認 可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを 構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとと もに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵 守状況を確認するなど,きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者 では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考 えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有 できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

- 〇 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。
- 〇 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 〇 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号

299

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大

提案団体

福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道 用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、 そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000㎡以下であ る水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業体が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、 地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量 25,000㎡超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業体間 の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業 認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

平成8年12月の地方分権推進委員会第一次勧告の内容を踏まえ、平成9年に水道法施行令が改正され、 広域的な水利調整と一体となった水道事業認可が必要としている現行制度となった当時の経緯は理解して いるが、認可・立入検査等の権限が異なることにより、地域の水道事業体間の調整等に支障を来している現 状の状況を勘案し、提案に沿った見直しをしていただきたい。

累次の水道ビジョンや平成27年度水道関係概算要求においても、水道事業広域化の推進が前面に打ち出 されているように、地域の実情に応じた広域化の実施に向けて、これまで以上に都道府県がリーダーシップ を発揮する必要があると考えられる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではな

いか。

- 〇 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 〇 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号

698

提案区分 A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

水道事業経営の認可等の権限移譲

提案団体

大阪府和歌山県鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。 【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を経営する者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

別紙参照。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業体が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで(大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみの水道事業)の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

厚生労働省の見解では、国が水資源の合理的配分を行うため、水道事業の認可権限の移譲は不可とされ ているが、全国的に人口が減少している現状を勘案するとともに、新水道ビジョンで示される都道府県の広 域化の調整機能の強化を図るべく、認可権限の移譲が必要と考える。

本府提案のように、水道用水供給事業者から全量供給を受ける水道事業者等に係る事業(変更)認可につ いては、直接的な水利調整を必要としないため、権限移譲における支障は無いと考える。また、簡易水道事 業の統合や、先般の水道法の改正による権限移譲(市域専用水道等に関する権限が都道府県から全市に 移っている)の状況も考慮した上で、国と都道府県の役割分担について、見直しを行われたい。

(以下別紙参照)

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べ ると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれてい る等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

○ 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合で

あっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。

- 〇 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 〇 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 〇 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 51

管理番号

943

A 権限移譲 提案区分

提案分野 | 環境・衛生

提案事項 (事項名)

水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲

提案団体

中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び 1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に 移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため, 市町からは県への移譲要望 あり(担当者レベルで聞取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれる ことなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述され ている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や 水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

回答区分 C 对応不可

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水 者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整によ り水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必 要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次 勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

水資源の合理的配分のために水利調整が必要であり、水利調整に当たっては水道事業の計画に係る情 報が必要であることに異存はないが,必要に応じて都道府県から国に情報提供を行うことにより,水利調整 と水道事業の許認可等を分離することによる支障は生じないと考える。

平成25年3月に新水道ビジョンが定められ、「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」を実現するた めに、都道府県には広域的な事業間調整機能等の役割が求められることとなった。この役割を発揮するた めには、都道府県が認可協議や指導監督等を通じて財政力・技術力・発信力に優れた大規模事業者(国認 可)を含めた全事業者との意見交換を積み重ね、管内の水道事業の発展的広域化を主導していく仕組みを 構築することが必要であるが、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)を踏まえて定められた現在の 国・都道府県の分担のままでは、その実現が困難と言わざるを得ない。

都道府県の技術的ノウハウについては、国が示した審査基準に基づき適切に許認可事務を実施するとと もに、事業者への立入検査も定期的に実施している。検査においては立入検査シートにより関係法令の遵 守状況を確認するなど,きめ細やかな対応を行っている。

なお、H26.9.8厚生労働省資料では「安全計画等の策定状況、危機管理対策において都道府県認可事業者 では低調」とあるが、これは事業者の規模や技術力に起因する部分が大きく、認可権者の違いによるとは考 えられない。むしろ、全事業者を一元的に所管することで、都道府県を介して先進事業者のノウハウを共有 できるなどのメリットが見込まれる。

全国知事会からの意見

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離するこ とは非効率である。

また、国の認可審査期間は都道府県に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいこと から、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地 域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。(水道法第6条第1項等関 係)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分尊重すること。

なお、移譲する場合は、都道府県が、県下の水道事業者に対して、十分な指導力を発揮でき、また、他県と 法的な指導内容に差異が発生しないよう体制を整えることが必要。さらには、県境を越えた水道事業の広域 化なども踏まえ、どのような形で事業者へ関与すべきか、国と各都道府県において十分な議論、調整等を行 うこと。

平成8年の地方分権推進委員会第1次勧告の時点から約20年が経過している。現在の状況を当時と比べると、人口の減少や節水意識の高まり等により水需要が減少し、将来的にも減少傾向が続くと見込まれている等、一定の事情変更が認められるのではないか。

※参考 1日平均給水量(平成26年度版厚生労働白書より)

1995年(平成7年) 44,423リットル

2012年(平成24年) 40,611リットル

- 〇 河川法に基づく水利権協議に係る調整については、水道事業の認可権限を都道府県に移譲した場合であっても、厚生労働省が各都道府県と適宜協力し、情報を共有することにより、調整が可能になるのではないか。
- 〇 単一の都道府県内で完結している河川については、都道府県レベルで調整できるのではないか。そもそも、水道事業の認可と河川法上の水利調整は、直接対応するものではないと考えられる。
- 〇 水利調整を要する水道事業について国認可と都道府県認可を分ける給水人口5万人の要件は、河川法の規定とは関係ないように思われるが、5万人という数値に根拠があるのであれば具体的に示されたい。
- 〇 上記の要件が5万人とされた昭和53年の政令改正当時から既に40年近くが経過している。この間、市町村合併等により水道事業が大規模化し、都道府県認可から国認可に変わる事業が出てきているほか、自治体の行政能力も向上する等、状況が大きく変わってきている中で、今なお5万人という要件を維持する理由は何か。
- 体制が整っている都道府県については、権限移譲後も適切に指導監督を行うことができるのではないか。
- 現時点で体制が不十分な都道府県については、都道府県の権限の対象が給水人口比で少数であるために、限られた権限に応じた体制にとどまっていると考えられないか。むしろ、都道府県への権限移譲に併せて交付税等の措置を行い、都道府県が職員を増やす等の対応が可能になれば、それまで不十分であった都道府県の体制が整い、より充実した指導監督が実現するのではないか。
- 北海道においては、道州制特別区域の特例により全ての権限が道に移譲され、体制上も特段の支障な く事務が行われており、他の都府県にも同様に移譲が可能なのではないか。できないとすれば、具体的な事 例を示されたい。

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番: 53

管理番号

371

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境•衛生

提案事項(事項名)

旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。

【地域の実情を踏まえた必要性】

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。

【業の健全な発達のための必要性】

旅館業法において、営業者等が当該営業に関し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条第2項、第8条

回答区分 C 对応不可

暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職 業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理性 について厳格な整理が必要である。数ある業規制法の中で、旅館業法のみに提案の規制を行うことの必要 性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。

なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法 制的に困難であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり(廃棄物処理法、貸金業法、建 設業法、宅地建物取引業法、警備業法等)、旅館業法のみに暴力団排除を行うことを求めているわけではな い。

旅館業法に関しては、実際に暴力団が旅館業を経営した事例、また、暴力団と密接に交際していたものが 経営していた事例があり、このことは暴力団の資金源になることはもちろん、抗争事件による旅館襲撃等も 想定され、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高いことから、旅館業から暴力団の関与 を排除し、業の健全な発達を図るため、同法に暴力団排除条項を規定する必要があると考えているものであ る。

なお、欠格要件に関しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委任を行った例もあり、法制的に 困難であるとは一概には言えないのではないか。

全国知事会からの意見

旅館業の許可の基準については、条例で補正することができるようにするべきである。それまでの間につい ては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断 が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確にすること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 暴力団関係者が旅館業を経営していた事例が実際にあり、また、そのような旅館が暴力団の活動に利 用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能性があることから、これらを立法事実として旅館業法 に暴力団排除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 374 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き

同法施行令第3条第4号ア

回答区分 C 对応不可

農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域 について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、

- 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。

このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としていると ころ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国 平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。

同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村 単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適 用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて 適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域で あって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。 よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様 に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちてい る状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対 象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地 域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導す る」という法の趣旨に合致するものであると考える。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 742 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員の任期の始期又は終期の設定の条例委任

提案団体 豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の 改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

民生委員の定数:569人 平成25年12月1日時点の欠員3人

民生委員児童委員協議会地区協議会(以下「地区協議会」という。)設置数:27

【支障事例】

民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や翌年3月末で定年退職する人など翌年の4月1日からであれば引き受けることができるというパターンが2件あった。民生委員のなり手不足の一因になっているといえる。

また、地区協議会に対して市から補助金を出しており、各地区協議会の補助金申請等の手続についても 指導・支援をするが、一斉改選のある年度については、地区協議会の役員改選等が発生し、指導・支援が煩 雑になる傾向がある。多数の地区協議会を設置している市にとっては支障となる。なお、この市の補助制度 は、交付税措置の対象となっている。

【制度改正の必要性】

全国民生委員・児童委員連合会から要望としても厚生労働省に対して、一斉改選時期の見直しについて提出されているし、地区協議会において、民生委員から同様の意見が出されることが度々ある。市としても【支障事例】に記述の内容の改善につながるため、任期の始期を4月1日に改めることができる制度改正が必要である。

【解消策】

民生委員法第10条の規定により任期3年と、昭和28年法律第115号の改正附則第3項の規定により改正時の民生委員の任期の終期を昭和28年11月30日と定められているため、一斉改選が12月1日となっているが、地域の実情に応じて、この任期の始期又は終期を規定できるように条例委任する。

【効果】

民生委員のなり手不足の解消、民生委員児童委員地区協議会の補助金に関する事務手続の支援の軽減につながる。

根拠法令等

民生委員法第10条、昭和28年法律第115号の改正附則第3項

回答区分 C 対応不可

民生委員・児童委員の一斉改選期については、民生委員等は福祉事務所等の関係機関と連携を図りつつ、 住民に対する支援を行うものであり、仮に一斉改選期を4月1日とした場合、民生委員等と福祉事務所等の 担当者が同時期に異動することとなり、住民に対する支援の継続性に支障が生じるおそれがあるとともに、 住民も4月に生活環境が変化することが多く、住民の生活状態の変化を適切に把握しておくことができるよ う、12月1日としているものである。

また、実務上も、一斉改選期には、速やかに新任の民生委員等に対する研修の実施が必要となるが、民生 委員と行政の担当者の異動時期が重なった場合、その円滑な実施に支障が生じるおそれもある。

なお、ご提案の内容については、地域レベルでは様々なご意見があるものと承知しているが、民生委員等の 全国組織である全国民生委員・児童委員連合会として、一斉改選期の見直しに関する要望を行った事実も なく、そのような意向にはないものと承知している。

いずれにしても、まずは、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行うべきであると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

一斉改選を4月1日にした場合に懸念される支障については、いずれも行政職員が段取りよく準備を行い、 民生委員が適切に住民の状況を引き継ぎ、研修を受講できるようにしておけば、解消するものであると考え られる。

全国一律に4月1日にするべきというわけではく、地域の実情に応じて、設定できるようにするべきという提案 である。民生委員等との議論は当然に必要であり、その状況に応じて、現場の民生委員にとってよりよい時 期に設定できる状況をつくることが重要であると思われる。逆に全国一律に12月1日にしなければならない 理由は特段存在しないと思われる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、一斉改選の時期を4月1日とする場合は、人事異動等により業務が重なるなどの懸念があることから、 委嘱事務等の軽減策も含め十分な検討が必要である。

厚生労働省 再検討要請

管埋番号	94	提案区分	A 権限核	5譲 ————————————————————————————————————	」提案分野	環境•衛生
提案事項 (事項名)	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲					
提案団体	新潟市					
制度の所管·関係府省						
	厚生労働省					
求める措置の具体的内容						

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、さいたま市内の関東信越厚生局)を訪れる必要があり、事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の監視指導については厚生局からの職員の派遣が年に数回と限られているため、より身近な保健所設置市に権限が移譲されることにより、効率的な監視指導を行うことができると考えられる。

現在のところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づいてHACCP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。

権限移譲にあたり、以下の事項について御配慮いただけるけるようお願いしたい。

- ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要するため、十分な周知期間を設けていただきたい。
- ②承認の手続きについては、施設への監視・指導が伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際には自治体職員を対象にした研修会を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。
- ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。

根拠法令等

食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項 等

回答区分 C 対応不可

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

今回の検討により、「移譲は困難である」とした具体的理由(運用面あるいは法制面での障害)についてご 教示いただきたい。

全国知事会からの意見

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置 市へ移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 452 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境·衛生

提案事項 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等

(事項名) (海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。

②現行の実施主体: 地方厚生局

移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、営業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、営業者の利便性が向上する。

移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の 技術的助言は不可欠であると考える。

また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれらに伴う経費の増加などが想定される。

根拠法令等

食品衛生法第13条、第14条

回答区分 C 対応不可

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされ、検討を進めてきたが、法制面及び運用面での課題があるために移譲は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検討を進めるこ ととされている以上、検討の結果明らかになったとする法制面及び運用面の課題を具体的に示した上で、そ の解決に向けて、改めて検討すべきである。

全国知事会からの意見

総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等については、都道府県のほか、政令市、中核市及び保健所設置 市へ移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	883	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境•衛生

提案事項 (事項名) 飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲

提案団体 広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。

支障事例の一例

デパートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた 調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られ ず、当該行為を認めることができなかった。

【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができるとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)

根拠法令等

地方自治法施行令第174条の34 食品衛生法第51条

回答区分 C 対応不可

飲食店営業等の施設基準の策定については、平成25年12月20日の閣議決定の際に、指定都市等が地域 の実情を踏まえ、都道府県の基準よりも緩和された基準を策定することについては、その基準が公衆衛生上 必要な基準であることに鑑みれば、都道府県の基準を改正すべきものであり、指定都市等が地域の実情を 踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基準を定めるべきではないとして、「現行法により指定都市が処理 することができる事務・権限」と整理されており、この後、特に状況の変化等もないことから、対応不可であ る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成25年12月の閣議決定理由として、「その基準が公衆衛生上必要な基準であることに鑑みれば、都道 府県の基準を改正すべきものであり、指定都市が地域の実情を踏まえ、指定都市等が独自に緩和された基 準を定めるべきではない」とされているが、本提案は、必要な衛生水準は確保しつつ、地域の実情を考慮し た基準の策定と迅速な対応を可能とすることを目的とするものである。

平成26年9月16日開催の地方分権改革有識者会議・第10回提案募集検討専門部会においても、本提 案を「市町村との役割分担の観点から移譲の提案を受け入れるもの」とする意見が全国知事会から表明さ れたところであり、改めて当該権限の移譲についてご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

飲食業等の施設に係る公衆衛生上必要な基準については、飲食店営業の許可を既に政令指定都市が処理 していること、及び地方分権改革推進委員会第1次勧告の趣旨を踏まえ、基準を定める権限を政令指定都市 に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	349	提案区分	A 権限移譲		提案分野	環境•衛生		
提案事項 (事項名)	指定検査機関(食鳥検査法の指定検査機関)の指定等の権限移譲							
(+',								
提案団体	徳島県、京都府、和歌山県							
制度の所管・	制度の所管·関係府省							
	厚生労働省							
求める措置の具体的内容								
食鳥の指	定検査機関の指	定・監督の権	権限を都道府県に移譲	する				
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
						する。本県では、指定検		
*****						譲により、知事が指定		
	への命令を直接 応が可能となる。		か出米、良馬肉寺に	起囚するほ	群生上の厄告:	が発生した場合などに		
1			、本県では獣医師会と	となっており	りますが、地方	ち公共団体の獣医師不		
足もあり、	県との連携は益	々強化する	必要性があること、また	た、食鳥検	査は、都道府	F県の(特に本県のような		
農業県では)基幹産業である農畜産業の振興と大きくリンクするものであり、その点でも、都道府県全体の農								
政・産業振興を推進する都道府県において実施することが妥当である。 								
なお、「事務・権限の移譲等の見直し方針」(25年12月20日閣議決定)において「都道府県、保健所設置市								
及び特別区への移譲について検討を進める」とされておりますところ、その早期の具体化を求めるもの。								

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものであ る

全国知事会からの意見

食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	453	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境·衛生			
提案事項 (事項名)	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲							
(Ŧ久1)								
提案団体	神奈川県							
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
求める措置 <i>の</i>)具体的内容							
_			機合法の指定検査機関の指定	等の事務の	多譲を求める。			
-	実施主体:地方/ 実施主体:都道/		設置市及び特別区					
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
	況をより把握して 対応が可能となる		県において事務を担うことで、指	定だけでなく	、立入や指導等の際に			
で延速など	りかかり 船へなる	いころんる。						

根拠法令等

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本提案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において検 討を進めるとされており、引き続き検討をしてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本件の事務移譲により、関係事業者の利便性は向上すると思われる。

地方自治体においても、地域に密着した衛生行政として一体的な運用が可能となり、政策的な効果が見込ま れることから、極力早期に対応することをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

食鳥の指定検査機関の指定、監督の権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 (平成25年12月20日閣議決定)に従って移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	521	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	婦人保護施設の設備・運営に関する基準の緩和								
() () ()									
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	 制度の所管·関係府省								
	厚生労働省								
求める措置の)具体的内容								
施設長の資格要件を緩和し、県独自の基準を設定できるようにするため、省令で県が「従うべき基準」とされているところを、「参酌すべき基準」とする。									
		中非 + 欧 +	-						

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第150号)第1条により、施設長の資格	要
件については都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」とされているため、	

一律で施設長の年齢や経験などを定めている。

施設長の要件を都道府県ごとに柔軟に設定できるよう、「参酌すべき基準」とすることにより、幅広い人材の中からより適切な人選を行うことができるため。

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第9条

回答区分 C 対応不可

社会福祉施設の入所者等の健康や安全に直接影響を与える事項については、国が最低限の基準を定め るべきであり、保護の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準と している。そうした考え方の下、既に地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)において、以下のとお り結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)抄

社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(65条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中 核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関 する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人 権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標 準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、一定の資格を有すること等の 要件を満たした相応しい者であれば問題ないことから、施設長要件として「30歳以上の者」という年齢制限を 設定することについては、制限する合理的な理由が見いだせないため、廃止又は条例に委任すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	553	提案区分	B 地方に対する	5規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	保護施設の設備及び運営に関する基準の緩和							
(事识句)								
提案団体	神奈川県							
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
求める措置の)具体的内容					·		
地域の実	情に応じ設定す	ることができる	るように緩和を図	る				
	5事例、地域の							
						ているため、職員や面積 - にり、立地環境に応じた -		
柔軟な対応	応を可能とする。	ことで、面積要	具件が厳しい都市	部においても、	施設設置の低	足進が期待される。		
	等の変化や地域 切かつ柔軟な対			,が必要となった	た場合に、国の	D基準を参酌基準とする 		
	311 2 A + N G Y	1 // U. C. ~ J HB C. «	× 0 °					

根拠法令等

生活保護法第39条第2項

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

保護施設の職員配置基準及び居室面積基準については、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準である ことから、生活保護法39条において「従うべき基準」とされているとともに、現行の基準も一定の入所者処遇 を確保するうえで最低限のものとなっており、「参酌基準」とすることは考えていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

保護施設の職員配置基準及び居室面積基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討した うえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、むしろ、都道府県が地域の実情に合 わせた基準を設定することにより、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進される メリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 保護施設における職員及び員数や、居室の床面積等が一律の基準として定められているため、職員や面積 の確保が難しい地域においては、設置が困難となっている。このため、規制緩和により、立地環境に応じた 柔軟な対応を可能とすることで、面積要件が厳しい都市部においても、施設設置の促進が期待されるととも に、受け入れ可能な施設が見つからない被保護者対策促進のメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

|--|

提案事項(事項名)

介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和

提案団体 田辺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

要支援・要介護認定有効期間について、介護認定審査会において12月間以上の認定有効期間の意見が付された場合、事務局(市)の裁量によりその前後3月間内で認定有効期間が設定できるよう希望します。また、要介護5の認定を受け、かつ、主治医意見書及び前回認定結果により、状態が改善する可能性が極めて低いと介護認定審査会で判断された場合については、認定有効期間を長期(無期限)とできるよう希望するものです。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

要支援及び要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同施行規則(第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号及び第55条第2項)において、市町村が認定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とされています。

現状、要支援・要介護認定者は増加してきている中、認定調査員及び介護認定審査会委員の確保が困難となっています。加えて、新規要支援・要介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまう傾向にあり、月当たりの業務量にかなりのばらつきが生じており、調査員、審査委員会委員への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の原因の一つとなっております。

この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約420件ですが、月によって100件から150件程度の差がでており、また認定有効期間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまう傾向となっています。

本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を防げるものと考えます。

根拠法令等

介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第33条の2

介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条2項、第52条第1項第2号、第55条第2項

回答区分 C 对応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず必要なサービスを受けられなくなる など利用者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、このような点も踏まえ、慎重な 検討が必要である。

ー方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であると認識している。そのためこれまでも、平成16年度、平成23年度及 び平成24年度において、それぞれ、要介護認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減してきた。また、今般 の介護保険法改正に伴う要支援認定の有効期間の延長については、現在検討しているところである。 なお、状態が改善する可能性が極めて低いという判断を認定審査会で行うことは困難であり、要介護認定の 有効期間を長期(無期限)とすることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市提案のうち、認定有効期間の延長については、ご回答をいただきましたが、審査委員会により12月間以 上の有効認定期間の意見が付された場合、市区町村の裁量において、一定の期間内(前後3か月の範囲 内)で有効期間を設定できるよう所要の改正を行う旨の提案については、有効期間の延長を求めるものでは なく、介護保険施行時において事務処理の平準化の観点から規定された介護保険法施行規則附則第3条を 参考とし、介護認定審査会による決定を尊重しつつ、認定調査事務・認定審査会事務の平準化・効率化を図 るものであり、本件についての厚生労働省の回答がなされていないため、改めて回答をお願いいたしたい。 介護認定審査会委員の確保が困難な地方において、特定の月に更新対象者数が集中した場合、介護認定 審査会(合議体)の開催数を増加させることは極めて困難であり、結果として、認定遅延により被保険者の不 利益となることが懸念され、介護保険制度を安定して運営し、また、被保険者の不利益を予防するといったこ とからも本提案を行うものです。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号 411 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長

提案団体 特別区長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること

【延長を提案する状況】

- ·前回要介護→今回要介護
- ·前回要支援→今回要介護

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていたことから、 直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の 負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。

今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4·5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。

要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。

また、更新勧奨時の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されてる。

根拠法令等

介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項 介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項

回答区分 C 对応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなく なったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自 治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、この ような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護 認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認 定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

なお、心身の状態に変化が見込まれないということを予測することは、予測対象期間が長期化するほど困難 であり、当該要件をもって、認定有効期間の上限を延長することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認定有効期間満了前に、心身の状態が変わったと思われる時にはいつでも区分変更申請を行うことがで きるため、認定有効期間の延長により直ちに適切な認定が受けられなくなるとは考えにくい。

今回の提案は複数回更新認定を受けている要介護認定者からの更新申請について、一定の条件下で認 定有効期間の上限の延長を求めるものである。

例えば、過去に3回要介護認定申請を行い、いずれも要介護度に変化がないケースがある。その時に今後 についても改善の見通しがほとんどないと見込まれる場合には、短い期間に次の更新申請(4回目)をするこ ととなり、その結果要介護度に変更がないことが多い。

また、急変時での申請ではなく、安定している状況で特に重度の要介護者(要介護4・5)が、同じ要介護度 を5年程度連続した後にまた更新申請をした場合、依然として心身の状態に変化が見込まれないケースが ある。

要介護認定申請一般について、一律に認定有効期間の上限を延長するのではなく、複数回の申請を経て 同一の要介護度を5年程度連続した場合などで、かつ、今後も変化があまり見込まれないケースなどについ ては、認定有効期間の延長を検討していただきたい。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	692	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項	要介護認定の	有効期間の延	近長		

提案団体 大阪府·京都府·兵庫県·徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

要介護認定の有効期間の更なる延長及び基準の簡素化を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

介護サービスを利用するために必要となる要介護(要支援)認定には有効期間があり、有効期間を過ぎてなお、介護サービスを受けるためには、有効期間を更新することが必要である。団塊の世代が65歳を超え、今後、要介護(要支援)認定の申請件数が増加することが見込まれている中で、現在の有効期間は、最長で2年であり、更新のための件数もますます増加することが予想される。

また、有効期間の基準としては、別添参考資料「現状の要介護(要支援)認定の有効期間について」のとおり、複雑多岐にわたっている。

【制度改正の必要性】

このため、認定事務を行う保険者の負担軽減のために、要介護認定の有効期間の更なる延長(原則の有効期間の延長、設定可能な有効期間の期間延長。なお、延長期間を何月にするかは、その根拠とともに別途検討が必要)及び、更新申請については①~④の種別に関わらず、有効期間を統一するなど基準の簡素化を求める。

【懸念の解消策】

なお、有効期間の延長は、介護報酬増加となるのではという懸念があるが、状態が変われば、区分変更申請が可能であり、また、長期に高い介護度で推移し今後も改善が見込まれない高齢者(例えば、寝たきりなど)に対しては、更新の認定を行うことで、本人の負担や保険者の負担が生じているため、設定可能な有効期間を延長することで、事務負担の軽減が図れるものと考える。

根拠法令等

介護保険法施行規則第38条、第41条、52条、55条

回答区分 C 対応不可

要介護状態はサービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものであり、有効期間を延長した場 合、本来要介護認定区分に変更が必要な者が適切な認定を受けられず、必要なサービスを受けられなく なったり、本来不要な過剰サービスを受け続け、利用者本人の費用負担と被保険者の保険料負担や国・自 治体の財政負担が増えたり、関係者の不利益につながるおそれもある。有効期間の延長については、この ような点も踏まえ、慎重な検討が必要である。

一方、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数が増加しており、市町村における要介護認定事務の負担の軽 減を図っていくことは重要な課題であるため、平成16年度、平成23年度及び平成24年度において、要介護 認定等有効期間を延長し、事務負担を軽減を図ってきた。また、今般の介護保険法改正を踏まえ、要支援認 定の有効期間の延長することについて、現在検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護認定区分の変更が必要となった場合については、「状態が変わった時に行う区分変更申請〔規則 § 38,52〕」で対応可能と考える。また、介護度が下がる状態の変化が見込まれる場合については、市町村の 認定審査会で有効期限について適切に判断されている。

しかし、過去幾度の更新において介護度の変更がない場合や、長期にわたり状態変化が見込めないと判 断できる場合(寝たきりなど)においては、あえて更新を行う必要はないものと考えられる。こうした点を踏ま え、要支援認定の有効期間の延長だけでなく要介護認定についても検討すべきである。

全国知事会からの意見

要支援・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号 | 118-1 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩 (事項名) 4n

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。

【懸念への対応】

登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 | 118-2 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 / 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩(事項名) _和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。

【懸念への対応】

登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号

回答区分 D 現行規定により対応可能

障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所の利用定員については、 「従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 | 119-1 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名) 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準 の緩和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。

【懸念への対応】

通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。

また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 | 119-2 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準 (事項名) の緩和

レフ小友 个口

制度の所管・関係府省

提案団体

厚生労働省

静岡県

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。

【懸念への対応】

通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。

また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

回答区分 D 現行規定により対応可能

障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所の利用定員について は、「従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号 690 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和

提案団体 大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居 宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。

しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業者と普及が進んでいない状況である。

これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。

【制度改正の必要性】

このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約を利用者選択とするなど、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」。)の基準の緩和を求める。

根拠法令等

平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項

介護保険法第78条の4第5項(関連)

回答区分 C 対応不可

本提案で御指摘のあった小規模多機能型居宅介護における人員配置基準及び利用定員については、市町 村の条例で定めるにあたっては「従うべき基準」とされているものである。

この「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、 「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは 認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、その中核となる小規模多機能型居宅介護の現在の普及状 況は、2025年に予測される認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上 470万人)から十分とは言えないと考 える。また、全国の事業所数は毎年、徐々に増加はしているが、その増加数は直近では大きく低下しており、 大阪府内でも同様の傾向にある。こうした点は、第3次勧告時からの事情変更などとして考えるべきではない

なお、本提案は「従うべき基準」を「参酌基準」にするものでなく、「従うべき基準」の緩和を求めるものであ る。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

B 地方に対する規制緩和 医療•福祉 管理番号 276 提案区分 提案分野

提案事項 (事項名)

高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービス の質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサー ビスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県で は、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。

定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスで あり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。

その要因として、一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5 以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。

また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬 額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。

【懸念の対応策等】

普及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬 減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る 介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪 問看護費ハ

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであるため、第 101回社会保障審議会介護給付費部会において論点の一つとなっていることも踏まえ、人員基準の緩和に ついて検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧 告を踏まえ、条例に委任する、又は条例によるい補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	527	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和						
	·						
提案団体	神奈川県						
制度の所管・関係府省							
	厚生労働省						
		•	·	•	<u> </u>		

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、 今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌 基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

老人福祉法第17条第2項

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高 く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後施設整備を進める上で、特別養護老人ホーム等の 人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、「従うべき基準」であることによりその 地域にあわせた柔軟な基準設定による施設整備を促進する上で支障となることが考えられる。

地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支 障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定する ことにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促 進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	528	提案区分	B 地方に対する規	見制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)								
提案団体	神奈川県	神奈川県						
制度の所管·関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第42条第2項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論におい て結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基準該当居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、 「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することによ り、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進され るメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	529	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉

提案事項 (事項名)

|基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第54条第2項

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準第58条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基準該当介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方 が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障は なく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定すること により、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進 されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	530	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県	神奈川県						
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省	_						

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設 整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第74条第3項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の 事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に 必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設 置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリッ トが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	531	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定介護予防	サービスの従	業者、設備及び運営に関する	基準の緩和			
(47,41)							
提案団体	神奈川県						
制度の所管·関係府省							

求める措置の具体的内容

厚生労働省

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第115条の4第3項

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、 「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することによ り、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進され るメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	532	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定介護老人	福祉施設が有	有する従業者の員数に関する基	基準の緩和			
提案団体	神奈川県						
制度の所管·関係府省							
	厚生労働省						

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入 所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都 道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効 果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護老人福 祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に 応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	533	提案区分	B 地方に対する規制	緩和	提案分野	医療•福祉					
提案事項 (事項名)	指定介護老人	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和									
	,										
提案団体	神奈川県	神奈川県									
制度の所管・関係府省											
	厚生労働省										
	<u>-</u>		•								

求める措置の具体的内容

居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号ロ等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設の居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に 合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な 場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の 創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大 きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	534	提案区分	B 地方に対する規制	訓緩和	提案分野	医療•福祉					
提案事項 (事項名)	介護老人保健	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和									
提案団体	神奈川県	神奈川県									
制度の所管・関係府省											
	厚生労働省										

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第97条第2項、第4項

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護老人保健施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者 に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府 県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的 な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、介護老人保健施 設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ た、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

535	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉				
介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和								
神奈川県	神奈川県							
制度の所管·関係府省								
厚生労働省								
	介護老人保健 神奈川県 関係府省	介護老人保健施設の設備及 神奈川県 関係府省	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和神奈川県関係府省	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準の緩和神奈川県関係府省				

求める措置の具体的内容

入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第97条第1項、第4項

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護老人保健施設における入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎 重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは 認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を 導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

入所者の適切な処遇等の運営について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県 は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ う、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	536	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定介護療養	型医療施設な	が有する従業員の	員数に関する	基準の緩和				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-								
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	制度の所管・関係府省								
	厚生労働省								
求める措置の)具体的内容								
人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。									
 具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
加は必須そこで、地	であり、全国一行 域の特性を重視	車の基準が足 見した人員配	かせとなり、需要 置を図るため、「従	に応えられなぐ うべき基準」が	くなることが危 から「参酌基準	要介護者からの需要増 惧される。 しとすることで、利用者 らようにする必要がある。			

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項

旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護療養型医療施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への 効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型 医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実 情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	537	提案区分	B 地方に対する	5規制緩和	提案分野	医療•福祉				
提案事項 (事項名)	指定介護療養	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和								
(T'X I)										
提案団体	神奈川県	神奈川県								
制度の所管・関係府省										
	厚生労働省									
	<u> </u>									

求める措置の具体的内容

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域 の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。

そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項

旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護療養型医療施設の病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情 に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要 な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介 護療養型医療施設事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることに より、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれ る。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	555	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定居宅サービ	ごス事業者の	指定に関する基	準のうち、申請	者の法人格の	の有無に係る基準の緩和		
提案団体	神奈川県							
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
求める措置の具体的内容								
「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に								

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定居宅サービス事業の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。

今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第70条第3項

介護保険法施行規則第126条の4の2

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能 力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とな らない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の 実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要にな るとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	556	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療·福祉					
提案事項 (事項名)	指定介護予防 [·] 緩和	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和									
提案団体	神奈川県	神奈川県									
制度の所管・	制度の所管·関係府省										
	厚生労働省										
	<u> </u>										

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護予防サービス事業の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。

今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第115条の2第3項

介護保険法施行規則第140条の17の2

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能 力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とな らない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の 実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要にな るとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

厚生労働省 再検討要請

管理番号	557	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉					
提案事項 (事項名)	指定介護老人 る基準の緩和	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係 る基準の緩和									
提案団体	神奈川県										
制度の所管·関係府省											
	厚生労働省										

指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情 に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定すること は、施設の拡充の検討に支障がある。

今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るために は、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第86条第1項

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設における指定対象となる施設と入所定員に関しては、地方が、地域の実情に合わせ て慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介護老人福祉 施設の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員について、「従う べき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所 者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ 柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	559	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉				
提案事項 (事項名)	指定居宅介護	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和								
	_									
提案団体	神奈川県									
制度の所管・	関係府省									
	厚生労働省									
求める措置の具体的内容										

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数を、「従うべき基準」により限定することは、地域の実情 に応じた適切な職員配置基準の検討に支障がある。

今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な職員配置を図るためには、基準以外の方 法によることも検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第81条第3項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業における従業者の員数に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討し たうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められな い。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創 意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	560	提案区分	B 地方に対す	する規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定居宅介護	支援事業者の)支援の事業の)運営に関する基	準の緩和				
(チ・スロ/					<u> </u>				
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	制度の所管·関係府省								
	厚生労働省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
一部基準が「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。									
指定居宅 地域の実 ² 今後の打	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」により限定することは、 地域の実情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。 今後の指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るためには、基準以外の方								
法によるこ	ことも検討できる	ようにする必	要がある。						

根拠法令等

介護保険法第81条第3項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業者の事業運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創意工夫を導き 出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	561	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉					
提案事項 (事項名)	指定居宅介護 和	指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩 和									
提案団体	神奈川県										
	厚生労働省										

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来たしている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第79条第2項

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力 があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益となら ない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実 情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるとい うメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号	562	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉					
提案事項 (事項名)	基準該当居宅	基準該当居宅介護支援の従業者及び運営に関する基準の緩和									
提案団体	神奈川県	神奈川県									
制度の所管·関係府省											
	厚生労働省										

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来たしている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第47条第1項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

居宅介護支援事業の従業者及び運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、居宅介護支援事業者の創意工夫を導き出 し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号 554 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準 (事項名) (経典表した ノロダス部へ)の採和

(軽費老人ホームに係る部分)の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、 今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項

老人福祉法20条の6

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

軽費老人ホームの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実 情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必 要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、事業 者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省 再検討要請

管理番号 | 795 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名) 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する 基準の「従うべき基準」の見直し

提案団体 兵庫県【共同提案】和歌山県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本県の状況】

特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護度が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行っている(従来型2.19、ユニット型1.60)。

【支障事例】

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護度は更に高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みである。

2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されながら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測される。

【制度改正の必要性】

利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の配置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌標準(要介護度の割合別や規模別の人員配置基準を段階別に設定)が必要である。

必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれぞれ利用 実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた 地域で安定したサービスの提供が可能となる。

【改正による効果】

全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。

ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。

根拠法令等

介護保険法第88条の3

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情に精通した地方公共団体の方が適切に対応することが可能であるため、実情に沿った人員配 置基準とそれに連動した介護報酬の設定を行うことができるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化 を図るべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】